

京都市老人医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成27年7月3日

京都市長 門川 大作

京都市規則第22号

京都市老人医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則
(京都市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「老人医療費受給者証交付申請書(第1号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書(」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 医療費の支給を受けようとする者の配偶者等(条例第2条第1項第3号に規定する配偶者及び主としてその者の生計を維持するものをいう。以下同じ。)の氏名、住所及び連絡先
- (3) 配偶者等のほか、医療費の支給を受けようとする者と同一の世帯に属する者の氏名
- (4) 医療費の支給を受けようとする者が加入している社会保険に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

第3条第2項中「前項の申請書」を「交付申請書」に改め、「(同項第3号に規定する配偶者及び主としてその者の生計を維持するものをいう。)」を削る。

第4条第1項本文中「第2号様式」を「第1号様式」に改める。

第5条中「により申請書が提出された」を「による申請があった」に、「受給者証交付・更新申請却下通知書(第3号様式)」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請があった日
- (2) 医療費の支給を受けようとした者の氏名及び住所
- (3) 対象者でないと認定した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第6条第1項中「を破り、よごし、または失ったときは、受給者証再交付申請書(第4号様式)」を「が破れ、汚れ、又は紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 申請の理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

第6条第2項中「またはよごした」を「又は汚した」に改め，同条第3項中「すみやか」を「速やか」に改める。

第8条第1項中「老人医療費支給申請書（第5号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 申請する医療費の額
- (3) 申請の理由
- (4) 受給者が受けた診療に関する事項
- (5) 受給者が加入している社会保険に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

第8条第3項中「により申請書が提出された」を「による申請があった」に改める。

第10条の3第1項中「福祉医療費一部負担金限度額適用認定申請書（第6号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書（」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 受給者と同一の世帯に属する者の氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

第10条の3第2項中「第7号様式」を「第2号様式」に改める。

第10条の6中「により認定申請書が提出された」を「による申請があった」に，「第10条の2に規定する事由」を「第10条の2第1号ア又はイに掲げる者」に，「認定証交付・更新申請却下通知書（第8号様式）」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め，同条に次の各号を加える。

- (1) 申請があった日
- (2) 受給者の氏名及び住所
- (3) 第10条の2第1号ア又はイに掲げる者に該当しないと認定した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10条の7中「，「受給者証再交付申請書（第4号様式）」とあるのは「認定証再交付申請書（第9号様式）」と」を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「老人医療費受給者異動届（第10号様式）に、受給者証を添えて、」を「その旨を」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した異動届に受給者証を添えなければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 異動の内容及び年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

第12条第2項前段中「前条第2項から第4項まで」を「前条第3項から第5項まで」に改め、同項後段中「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第13条中「その事実、当該第三者の氏名及び住所並びに被害の状況を直ちに老人医療費第三者加害届（第11号様式）により、」を「次に掲げる事項を記載した文書により直ちにその旨を」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 当該第三者の行為の日時及び場所並びに被害の状況
- (3) 当該第三者に関する事項
- (4) 当該第三者の行為により生じた損害の賠償の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

第14条の見出し中「返還通知」を「返還請求」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「その旨を老人医療費返還請求通知書（第12号様式）」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 受給者又は返還する者の氏名及び住所
- (2) 返還を求める金額及びその理由
- (3) 返還に係る医療の内容
- (4) 納期限
- (5) その他市長が必要と認める事項

第1号様式を削る。

第2号様式（表面）中「老」を「Ⓢ」に、

	男 ・ 女
年 月 日	

を

	※
年 月 日	

に、

一部負担金の割合	
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで

を

有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで
一部負担金の割合	

に

改め、同様式（表面）に備考として次のように加える。

備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。

第2号様式（裏面）注意事項に次のように加える。

8 京都府の区域外の保険医療機関等では、老人医療費の支給を受けることができません。

なお、京都府の区域内の保険医療機関等でも支給を受けることができない場合があります。

第2号様式を第1号様式とする。

第3号様式から第6号様式までを削る。

第7号様式（表面）中

フリガナ		性別
氏名		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	

を

氏名			
生年月日	年	月	日 ※

に、

適用区分	区分		
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで

を

有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
適用区分	区分		

に

改め、同様式（表面）に備考として次のように加える。

備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。

第7号様式（裏面）注意事項8中「の一部」を削り、同様式を第2号様式とする。

第8号様式から第12号様式までを削る。

（京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正）

第2条 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者医療費受給者証交付申請書（第1号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書（）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 扶養義務者等の氏名、住所及び連絡先
- (3) 医療費の支給を受けようとする者が加入している社会保険に関する事項
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳の手帳番号、交付年月日及び障害の程度
- (5) その他市長が必要と認める事項

第4条第2項各号列記以外の部分中「前項の申請書」を「交付申請書」に改め、同項第2号中「該当する」を「よる控除の対象となる」に、「当該事実を証する」を「これらの規定による計算の基礎を明らかにした」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める書類

第4条第3項を削る。

第5条第1項本文中「第2号様式」を「別記様式」に改める。

第6条中「により申請書が提出された」を「による申請があった」に、「受給者証交付申請却下通知書(第3号様式)」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請があった日
- (2) 医療費の支給を受けようとした者の氏名及び住所
- (3) 対象者でないと認定した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条第1項中「受給者証再交付申請書(第4号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申請の理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

第10条第1項中「障害者医療費支給申請書(第5号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申請する医療費の額
- (3) 申請の理由
- (4) 受給者が受けた診療に関する事項
- (5) 受給者が加入している社会保険に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

第10条第3項中「により申請書が提出された」を「による申請があった」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「障害者医療費受給者異動届(第6号様式)に、受給者証を添えて、」を「その旨を」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した異動届に受給者証を添え

なければならない。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 異動の内容及び年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

第13条中「その事実，当該第三者の氏名及び住所並びに被害の状況を直ちに障害者医療費第三者加害届（第8号様式）により，」を「次に掲げる事項を記載した文書により直ちにその旨を」に改め，同条に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 当該第三者の行為の日時及び場所並びに被害の状況
- (3) 当該第三者に関する事項
- (4) 当該第三者の行為により生じた損害の賠償の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

第14条を第15条とし，第13条の次に次の1条を加える。

(医療費の返還請求)

第14条 市長は，条例第9条又は第10条の規定により医療費の全部又は一部を返還させることを決定したときは，次に掲げる事項を記載した文書により請求するものとする。

- (1) 受給者又は返還する者の氏名及び住所
- (2) 返還を求める金額及びその理由
- (3) 返還に係る医療の内容
- (4) 納期限
- (5) その他市長が必要と認める事項

第1号様式を削る。

第2号様式（表面）中

	男 ・ 女
年 月 日	

を

年 月 日	※

に改め，同様式（表面）に備考として次

のように加える。

備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。

第2号様式（裏面）注意事項に次のように加える。

- 8 京都府の区域外の保険医療機関等では、重度心身障害者医療費の支給を受けることができません。

なお、京都府の区域内の保険医療機関等でも支給を受けることができない場合があります。

第2号様式を別記様式とする。

第3号様式から第8号様式までを削る。

（京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正）

第3条 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（受給者証の交付申請）

第6条 条例第3条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 医療費の支給を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の氏名、住所及び連絡先
- (3) 医療費の支給を受けようとする者が加入している社会保険に関する事項
- (4) 医療費の支給を受けようとする者が条例第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった事情及びその発生日
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 主たる生計維持者の前年（申請が1月から7月までの間であるときは、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（前条第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに当該主たる生計維持者の扶養親族等の有無及び数に関する当該市町村長の証明書
- (2) 主たる生計維持者の前年の所得が別表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額を超える場合において、前条第3項又は第4項の規定による控除の対象

となるときは、これらの規定による計算の基礎を明らかにした書類

(3) その他市長が必要と認める書類

第7条第1項中「第2号様式」を「別記様式」に改める。

第8条中「第6条」を「第6条第1項」に、「ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（第3号様式）」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請があった日
- (2) 医療費の支給を受けようとした者の氏名及び住所
- (3) 対象者でないと認定した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第9条第1項中「ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（第4号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申請の理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

第12条第1項中「ひとり親家庭等医療費支給申請書（第5号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申請する医療費の額
- (3) 申請の理由
- (4) 受給者が受けた診療に関する事項
- (5) 受給者が加入している社会保険に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

第13条第1項各号列記以外の部分中「ひとり親家庭等医療費受給者異動届（第6号様式）」に、「受給者証を添えて、」を「その旨を」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した異動届に受給者証を添えなければならない。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 異動の内容及び年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

第14条中「ひとり親家庭等医療費第三者加害届（第7号様式）」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め，同条に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 当該第三者の行為の日時及び場所並びに被害の状況
- (3) 当該第三者に関する事項
- (4) 当該第三者の行為により生じた損害の賠償の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

第15条を第16条とし，第14条の次に次の1条を加える。

(医療費の返還請求)

第15条 市長は，条例第8条又は第9条の規定により医療費の全部又は一部を返還させることを決定したときは，次に掲げる事項を記載した文書により請求するものとする。

- (1) 受給者又は返還する者の氏名及び住所
- (2) 返還を求める金額及びその理由
- (3) 返還に係る医療の内容
- (4) 納期限
- (5) その他市長が必要と認める事項

別表中「第3条関係」を「第3条及び第6条関係」に改める。

第1号様式を削る。

第2号様式（表面）中

	性別	男 ・ 女
年	月	日

を

に改め，同様式（表面）に次

年	月
日	※

のように加える。

備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。

第2号様式(裏面)注意事項2中「受ける場合」の右に「(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受ける場合を除く。)」を、「なお、」の右に「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受けた場合又は」を加え、「又は訪問看護を受けた場合その他」を「若しくは訪問看護を受けた場合その他」に改め、同注意事項に次のように加える。

8 京都府の区域外の保険医療機関等では、ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができません。

なお、京都府の区域内の保険医療機関等でも支給を受けることができない場合があります。

第2号様式を別記様式とする。

第3号様式から第7号様式までを削る。

(京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子ども(出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所
- (3) 子どもが加入している社会保険に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 子どもが社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 子どもの保護者又は保護者であった者であることを証する書類

第3条第1項中「第2号様式」を「第1号様式」に、「第2号様式の2」を「第2号様式」に改める。

第4条中「子ども医療費・京都市子ども医療費受給者証交付申請却下通知書(第3号

様式)」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請があった日
- (2) 医療費の支給を受けようとした者の氏名及び住所
- (3) 子どもの氏名及び住所
- (4) 対象者でないと認定した理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第5条第1項中「子ども医療費・京都市子ども医療費受給者証再交付申請書（第4号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 申請の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条第1項中「子ども医療費支給申請書（第5号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 申請する医療費の額
- (4) 申請の理由
- (5) 子どもが受けた診療に関する事項
- (6) 子どもが加入している社会保険に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

第9条第1項中「子ども医療費受給者異動届（第6号様式）に受給者証を添えて、」を「その旨を」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した異動届に受給者証を添えなければならない。

- (1) 受給者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所

- (3) 異動の内容及び年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10条中「子ども医療費第三者加害届（第7号様式）」を「次に掲げる事項を記載した文書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 当該第三者の行為の日時及び場所並びに被害の状況
- (4) 当該第三者に関する事項
- (5) 当該第三者の行為により生じた損害の賠償の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(医療費の返還請求)

第11条 市長は、条例第9条又は第10条の規定により医療費の全部又は一部を返還させることを決定したときは、次に掲げる事項を記載した文書により請求するものとする。

- (1) 受給者又は返還する者の氏名及び住所
- (2) 子どもの氏名
- (3) 返還を求める金額及びその理由
- (4) 返還に係る医療の内容
- (5) 納期限
- (6) その他市長が必要と認める事項

第1号様式を削る。

第2号様式（表面）中「居住地」を「住所」に、「発行機関」を「発行機関名」に、

負担者番号								
受給者番号								

を

負担者番号								
受給者番号								

に改め、同様式（裏面）注意事項1中「の一部」を削り、同注意事項に次のように加える。

10 京都府の区域外の保険医療機関等では、子ども医療費の支給を受けることができません。

なお、京都府の区域内の保険医療機関等でも支給を受けることができない場合があります。

第2号様式を第1号様式とする。

第2号様式の2（表面）注以外の部分中「居住地」を「住所」に、「発行機関」を「発行機関名」に、

負担者番号								
受給者番号								

を

負担者番号								
受給者番号								

に改め、同様式（裏面）注意事項1中「の一部」を削り、同注意事項に次のように加える。

10 京都府の区域外の保険医療機関等では、子ども医療費の支給を受けることができません。

なお、京都府の区域内の保険医療機関等でも支給を受けることができない場合があります。

第2号様式の2を第2号様式とする。

第3号様式から第7号様式までを削る。

（京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年3月26日京都市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第8条第2項、第2号様式（裏面）注意事項2及び第2号様式の2（裏面）注意事項2の改正規定中「第2号様式（裏面）注意事項2」を「第1号様式（裏面）」

注意事項2」に、「第2号様式の2（裏面）注意事項2」を「第2号様式（裏面）注意事項2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）